# 川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領

## 1 目的

本要領は、川口市が発注する建築工事において、「週休2日制モデル工事(以下、モデル工事と呼ぶ。)」を試行するために必要となる事項を定め、もって週休2日を促進することを目的とするものである。

### 2 用語の定義

この要領における用語の定義は、以下のとおりとする。

#### (1) 共通

#### 1)建築工事

この要領において「建築工事」とは、公共建築工事積算基準(国土交通省) 又は埼玉県建築工事積算基準を適用する工事をいう。

### 2) モデル工事

「週休2日制モデル工事(現場閉所型)(以下、モデル工事(現場閉所型)と呼ぶ。)」及び「週休2日制モデル工事(交替制)(以下、モデル工事(交替制)と呼ぶ。)」の総称をいう。

### 3) 週休2日

対象期間に4週8休以上の現場閉所(現場休息)又は休日の確保を行ったと認められる状態をいう。

## (2) モデル工事 (現場閉所型)

1) モデル工事(現場閉所型)

対象期間において、4週8休以上の現場閉所(現場休息)に取り組む方式をいう。

2) 4週8休

対象期間内の現場閉所(現場休息)の日数の割合(以下「現場閉所(現場休息)率」と呼ぶ。)が、28.5%(8日/28日)以上を達成したと認められる状態をいう。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。

## 3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。

## 4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を 通して現場作業が無い状態をいう。

### 5) 対象期間

工事着手日(現場に継続的に常駐した最初の日)から工事完成日までの期間をい う。

#### (3) モデル工事(交替制)

1) モデル工事(交替制)

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交替しながら4週8休以上の休日確保に取り組む方式をいう。

2) 4 调 8 休

対象者の平均休日数の割合(以下、「平均休日率」と呼ぶ。)が28.5%(8日/28日))以上を達成したと認められる状態をいう。

3) 休日

対象者が当該工事の現場作業(現場事務所での事務作業を含む)を24時間通して行っていない状態をいう。

4) 対象者

当該工事に係る元請け及び施工体制台帳記載の下請け(建設工事の請負契約分のみ)全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の場合は除く。

5) 対象期間

契約工期のうち、対象者の従事期間をいう。下請企業については施工体制台帳上 の工期を基本とする。

6)休日率

休日率 = 対象期間内の休日日数 : 対象期間の日数

7) 平均休日率

平均休日率 = 対象者の休日率の合計 : 対象者数

### 3 現場閉所(現場休息)及び休日

(1) 現場閉所(現場休息) とする日

原則として土曜日及び日曜日とする。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所(現場休息)の日は、現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。

(2) 天候不良等による振替

降雨、降雪等の天候の影響その他発注者がやむを得ないと認める予定外の現場閉所又は休日は、現場閉所(現場休息)の日又は休日に含めることができるものとし、確定した段階で、速やかに、振替作業日の予定も含め、監督員に報告するものとする。また、地元対応等でやむを得ず、予定していた現場閉所(現場休息)の日又は休日に作業が生じる場合には、原則として作業日の前後7日以内に振替の日を設定するものとする。

## (3) 7日に満たない最終週

7日に満たない最終週における現場閉所(現場休息)又は休日は、2日以内とする。

## 4 対象期間

(1) 現場閉所型における対象期間

年末年始、夏季休暇、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など)は対象期間に含み、そのうち週休日(原則として土曜日及び日曜日)のみを現場閉所の日としてカウントすることとする。

(2) 現場閉所 (現場休息) 率及び休日率算出における対象期間

現場閉所(現場休息)率又は休日率を算出する際には、対象期間の日数を7で除して得られた数(あまりは切捨て)に7を乗じた数を、対象期間の日数として算出する。 <計算例>

対象期間が15日の場合

 $15/7 = 2 b \pm 91$ 

 $2 \times 7 = 14 \; \exists$ 

この場合は、14日を対象期間として計算する。

### 5 対象工事

モデル工事は、原則全ての工事を対象とする。ただし、モデル工事(現場閉所型)及び モデル工事(交替制)のいずれも困難な工事は、例外的にモデル工事としないことも可能 とする。

<対象外工事の例>

- ・緊急を要する工事(災害復旧工事、応急工事等)
- ・対象期間が1か月未満の工事

## 6 発注方式

モデル工事(現場閉所型)による発注を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事(交替制)とすることができる。

モデル工事(交替制)として発注した場合において、受注者がモデル工事(現場閉所型)を希望するときは、工事着手前に受発注者間で協議し、モデル工事(現場閉所型)に変更ができるものとする。

<現場閉所が困難な工事の例>

・竣工時期や作業時間に制約が大きい工事

## 7 積算方法等

### (1) 補正方法

モデル工事において、以下の①から③までの現場閉所(現場休息)又は休日の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正する。

- ① 4週8休以上(現場閉所(現場休息)率28.5%(8日/28日)以上) 1.05
- ② 4週7休以上4週8休未満(現場閉所(現場休息)率25%(7日/28日)以上28.5%未満)

1.03

③ 4週6休以上4週7休未満(現場閉所(現場休息)率21.4%(6日/28日)以上25%未満)

1. 01

#### (2) 積算及び変更方法

① モデル工事(現場閉所型)

4週8休以上を前提に、(1) ①により労務費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。

現場閉所(現場休息)の達成状況を確認し、4週8休に満たない場合、川口市建設工事請負契約基準約款第24条に基づき請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。その際、4週6休以上であっても、(1)②及び③の補正は考慮しない。

② モデル工事(交替制)

4週8休以上を前提に、(1) ①により労務費を補正し工事費を積算して設計金額を作成する。

平均休日率を確認後、4週8休に満たないものはその達成状況に応じて、労務費の補正係数を(1)②又は③に変更して工事費を積算し、川口市建設工事請負契約基準約款第24条の規定に基づき請負代金額を変更する。また、4週6休に満たないものについては、請負代金額のうち当該補正分を減額して契約変更を行う。

【減額変更の計算方式】(すべて税抜き価格で計算する。)

減額変更後の請負契約額

=当初請負契約額×(達成状況に応じた補正率の設計価格/(1)①による補正率の設計価格)

### 8 対象工事である旨等の明示

発注者は、モデル工事の発注にあたっては、別紙1に基づき入札公告又は指名通知書に モデル工事である旨を明示するとともに、別紙2の特記仕様書を添付するものとする。

#### 9 実施方法等

#### (1) 週休2日の確認方法

週休2日の状況の確認にあたっては、新たな書類作成等により、受注者の事務負担 が増大しないよう留意し、既存の書類の活用に努める。

### ① 工事着手前

- ・受注者は、週休2日を前提とした工程表等を提出する。
- ・監督員は、受注者から提出された工程表等により、週休2日が確保されていること を確認する。
- ・分離発注工事の受注者は、受注者間で協力し、工事の進捗に影響が出ないよう現場 休息の予定日を調整したうえで工程表等を作成する。

#### ② 工事着手後

- ・監督員は、工程の見直し等が生じた場合には、その都度現場閉所(現場休息)又は 休日の予定日を記載した工程表等を受注者より受領し、現場閉所(現場休息)又は 休日の状況を確認する。なお、工程表の修正にあたっては、受注者間で調整を行う。
- ・監督員は、受注者が作成する現場閉所(現場休息)の実績が記載された工程表等により、定期的(4週間ごとを基本とする)に対象期間内の現場閉所(現場休息)又は休日の日数を確認する。
- ・天候の影響や地元対応等により、現場閉所(現場休息)の日又は休日の振替を行う場合は、原則として、事前に発注者の承認を受けることとするが、天候の急変や緊急工事など急を要する場合は、事後報告でも可とする。
- ・発注者は、現場閉所の日又は休日に作業が生じるような指示は行わないとともに、 受注者からの協議等には迅速に対応するよう努める。
- ・受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

### ③ 工事完成時(工事検査前)

- ・受注者は、週休2日の実施状況が確認できる資料(作業日報、出勤簿等)を発注者 に提示し、達成状況について発注者の確認を受ける。
- ・発注者は、週休2日の達成状況に応じ、週休2日に係る経費について、必要となる 精算変更の契約を行う。
- ・現場完成日が工期終期に近く、設計変更等の手続き期間を取れない恐れがある場合には、発注者と受注者との協議により取組の実績を確認する日を決定するものとし、それ以降は、現場閉所(現場休息)の日又は休日を協議により決定し、これに基づき精算変更の契約を行う。

### ④ その他留意事項

・監督員は、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工 期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間(分離で発注した 工事を含む。) の調整を適切に実施する。

## (2) 適正な工期の確保

公共建築工事における工期設定の基本的考え方等に基づき、全体工期のしわ寄せがないよう設備工事の適正な施工期間を確保するなど適正な工期を設定する。また、 不履行時の工期末における変更手続きに要する期間を考慮すること。

## (3) 工事成績評定

発注者は、現場閉所(現場休息)の達成状況に応じ、工事成績評定において適切に 評価する。

## 10 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要事項を別途定めることが できるものとする。

## 附則

この要領は、令和4年9月1日以降に入札手続きを行う工事に適用する。

## 附則

この要領は、令和6年4月1日以降に契約を締結する工事に適用する。

## 入札公告 別表

特記事項	本工事は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事(※方式)」
	の試行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

## 指名通知書

## 週休2日制モデル工事

本工事は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事(※方式)」の試行対象 工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する

## 川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」特記仕様書

- 1 週休2日制モデル工事
  - (1) 本工事は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事(※方式)」の試行対象工事である。

試行の実施は、川口市建築工事における「週休2日制モデル工事」試行要領によるものとする。試行要領は、川口市ホームページで確認すること。

※発注方式により、「現場閉所型」もしくは「交替制」を記入する